

所得段階	対象となる方		保険料年額	
	住民税課税状況			
	世帯※5	本人		
前年の所得金額等				
第1段階	-	-	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金※1受給者で世帯全員が住民税非課税	17,800円 基準額×0.25
第2段階	非課税	非課税	本人の課税年金収入額※2と 算定基準所得額※3の合計が80万円以下の方	28,400円 基準額×0.4
第3段階			本人の課税年金収入額※2と 算定基準所得額※3の合計が120万円超の方	49,800円 基準額×0.7
第4段階			本人の課税年金収入額※2と 算定基準所得額※3の合計が80万円以下の方	64,000円 基準額×0.9
第5段階	課税	課税	本人の課税年金収入額※2と 算定基準所得額※3の合計が80万円超の方	71,200円 基準額
第6段階			本人の算定基準所得額※4が120万円未満の方	85,400円 基準額×1.2
第7段階			本人の算定基準所得額※4が 120万円以上210万円未満の方	92,500円 基準額×1.3
第8段階			本人の算定基準所得額※4が 210万円以上320万円未満の方	106,800円 基準額×1.5
第9段階			本人の算定基準所得額※4が 320万円以上420万円未満の方	117,400円 基準額×1.65
第10段階			本人の算定基準所得額※4が 420万円以上520万円未満の方	121,000円 基準額×1.7
第11段階			本人の算定基準所得額※4が 520万円以上620万円未満の方	128,100円 基準額×1.8
第12段階			本人の算定基準所得額※4が 620万円以上720万円未満の方	131,700円 基準額×1.85
第13段階			本人の算定基準所得額※4が 720万円以上800万円未満の方	135,200円 基準額×1.9
第14段階			本人の算定基準所得額※4が800万円以上の方	149,500円 基準額×2.1

◎第1段階から第2段階までの介護保険料は軽減されています。

※1 大正5年4月1日以前までに生まれた方で、要件を満たしている方が受けている年金。

※2 公的年金のうち国民年金・厚生年金・共済年金等の課税対象となる年金収入金額。

※3 本人が住民税非課税者の場合

算定基準所得額＝合計所得金額－10万円（合計所得金額に給与所得が含まれる場合）－譲渡所得の特別控除額－公的年金等に係る雑所得額

※4 本人が住民税課税者の場合

算定基準所得額＝合計所得金額－譲渡所得の特別控除額

※5 介護保険料の算定においては、当該年度4月1日時点の住民票の世帯を基準にします。

「合計所得金額」とは、税法上の用語で収入額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、所得控除（扶養控除、医療費控除等）、特別控除、譲渡損失等の繰越前の金額を言います。